

四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月6日

四日市市長 田中 俊行

四日市市条例第36号

四日市市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

四日市市職員退職手当支給条例（昭和31年四日市市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（<u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項</u>に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(3)まで（略）</p>	<p>（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（<u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項</u>に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(3)まで（略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（総務部人事課）